

令和4年4月6日

岩内第一中学校
保護者の皆様

岩内第一中学校校長
柴田真琴

学校給食の取り扱いについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。

さて、食育の場となる学校給食に関しては、岩内町小中学校給食運営委員会の運営計画のもと、充実した学校給食の提供に努めているところです。つきましては、令和4年度の学校給食の取り扱いについて町内統一した方針が決まりましたので、お知らせいたします。

1. 年間の給食日数について

195日（ただし、3年生は高校入試、卒業後の登校しない日を引いた日数になります）

2. 給食費について

年額59,400円を11回（4～2月）に分けて納入（月額5,400円）

※ただし、3年生の2月の徴収額は登校日数が他学年に比べて少ないので減額して徴収となります。

3. 長期欠席・転入・転出生徒の給食費の取り扱いについて

(1) 長期欠席生徒

- ・入院などで5日以上欠席が見込まれる場合は、給食を止め、給食停止期間の実給食費を通常の給食費より差し引くことができます。
- ・保護者からの申し出を受けて、翌日より給食を止めることはできますが、食材の発注キャンセルには3日（土、日、祝日を除く）を要するため、この期間は給食費が発生します。
- ・再び登校できる日がわかりましたら（あらかじめわかっている場合も）、食材発注の関係がありますので学校までご連絡下さい。

例) 令和4年4月6日に、15日まで欠席する連絡をした場合

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|-------------|----------|-------------|-------------|-------------|----|
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | | | | 給食停止→ | | |
| | | | 欠席および給食停止連絡 | 発注キャンセル手続き① | 発注キャンセル手続き② | |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 給食停止→ | | | | | | |
| | 発注キャンセル手続き③ | 給食費発生しない | | | | |

※なお、土日、祝祭日等は上記日数には含まないものとします。

(2) 途中転入・転出

給食開始または停止した日を基準として実給食費を計算することになります。

4. 給食の持ち帰りや欠席した場合の取り扱いについて

持ち帰ること、また、欠席者へ届けることはできません。

5. 学級閉鎖等が発生した場合の代替食について

インフルエンザ等の流行により、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖が生じた場合、全ての食材のキャンセルができた日数分の給食費で代替食（飲み物）を提供します。

6. 食物アレルギーについて

アレルギーの実状を把握し、可能な限りお子さんが給食を食べることができるよう、栄養教諭や調理師らと連携した対応を進めてまいります。食物アレルギーなどがある場合は必ず担任に申し出てください。